公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

１.公募に付する事項

大芝宿舎自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者

２.公募に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶国税及び地方税を完納していること。

⑷会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

⑸法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

⑹役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

⑺役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

⑻役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑼役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑽暴力団又は暴力団員及び⑹から⑼までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

⑾道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者であること。

⑿下記３の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

３．手続等

⑴担当部局

国土交通省　中国地方整備局　太田川河川事務所　経理課

電話　082-222-9240

⑵参加要領等の配布期間、場所及び方法

1)期間　令和8年10月1日（木）から令和8年10月20日（火）まで

9時30分から17時00分まで（12時から13時を除く）

但し、土曜日、日曜日および祝日を除く。

2)場所　上記⑴に同じ

3)方法　交付の方法は、手交、電子メール又は託送（着払い)による交付を行うので、⑴担当部局まで連絡し、指示を受けること。

⑶公募申請書の提出期限、場所及び方法

1)提出期間　令和8年10月1日（木）から令和8年10月20日（火）まで
9時30分から17時00分まで（12時から13時を除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2)提出先　上記(1)に同じ

3)提出方法　持参もしくは書留郵送等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）」第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９号に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便）（10月20日（火）必着）とする。

４．その他

(1)手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口　３．(1)に同じ。

(3)公募申請書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4)提出された公募申請書は、当該申請者に無断で二次的な使用はしない。

(5)本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

(6)申込書に虚偽の記載を行った場合は当該申込書を無効とする。

(6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)その他の詳細は公募要領による。

以上、公告とする。

令和8年10月1日

国土交通省　中国地方整備局　太田川河川事務所長　金銅　将史